

つくば市議会議会報告会実施要項新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条―第6条 (略)</p> <p>(報告会の内容)</p> <p>第7条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。<u>ただし、オンラインを活用した方法等で実施する場合は、委員会で協議の上、次第を決定する。</u></p> <p>(1) 開会挨拶 (2) 出席議員紹介 (3) 議会報告 常任委員会ごとに報告 (4) 質疑応答 答弁者は、司会者が指名 (5) 意見交換 答弁者は、司会者が指名 (6) 閉会挨拶</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条―第10条 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>この要項は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条―第6条 (略)</p> <p>(報告会の内容)</p> <p>第7条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1) 開会挨拶 (2) 出席議員紹介 (3) 議会報告 常任委員会ごとに報告 (4) 質疑応答 答弁者は、司会者が指名 (5) 意見交換 答弁者は、司会者が指名 (6) 閉会挨拶</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条―第10条 (略)</p>